

2019 年 8 月 6 日

お客様各位

株式会社イーシーフロンティア

消費税法改正に伴うご請求金額に関するお知らせ

このたび、2016 年 11 月に施行されました法律（平成 28 年法律第 85 号及び第 86 号）に基づき、2019 年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%に引き上げられることとなりました。今回の改正に伴う弊社の消費税率の取り扱いにつきまして、以下ご案内させていただきます。

1. 装置代金、消耗品代金等（物品）

商品がお客様に納品された日に適用される消費税率にて、ご請求致します。2019 年 10 月 1 日以降納品分については新税率が適用され、10%の消費税率にて消費税等をご請求いたします。

2. 据付調整費用等（役務）

役務については、役務の提供完了日（お客様に納品された日）に適用される消費税率にてご請求いたします。

ご不明な場合は、弊社営業までお問い合わせください。

以上